

(別記様式第 1 号)

計画策定年度	平成 2 1 年度
計画変更年度	令和 3 年度
計 画 主 体	北海道伊達市

# 伊達市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 伊達市経済環境部環境衛生課環境衛生係  
所在地 北海道伊達市鹿島町 20 番地 1  
電話番号 0 1 4 2 - 8 2 - 3 2 4 5  
F A X 番号 0 1 4 2 - 2 3 - 1 0 8 4  
メールアドレス [kanky@city.date.hokkaido.jp](mailto:kanky@city.date.hokkaido.jp)

### 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、タヌキ、アライグマ、カラス、キツネ、ヒグマ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	伊達市一円

### 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

#### (1) 被害の現状 (令和2年度)

獣類の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害面積 (ha)	被害金額 (千円)
エゾシカ	葉茎菜類	1.00	3,575
	スイートコーン	0.50	850
	ビート	2.00	1,239
	小豆	2.00	26
	小麦	1.00	22
	水稻	0.50	17
	その他果菜類	3.00	6,000
	その他農作物	0.10	225
	ロールパックサイレージ	5.00	9,600
	アスパラ	0.02	53
	アロニア	0.60	1,050
	大豆	1.00	105
	南瓜	1.20	1,428
	牧草	0.50	12
	長芋	0.60	5,252
	ブロッコリー	0.76	2,272
馬鈴薯	0.53	1,411	
	計	20.31	33,137
タヌキ	スイートコーン	0.10	95
アライグマ	スイートコーン	0.90	1,455
	長芋	0.10	875
	その他農作物	0.10	200
	計	1.10	2,530
カラス	南瓜	0.50	595
キツネ	その他果菜類	0.10	200
ヒグマ	被害無し		
合計		22.11	36,557

## (2) 被害の傾向

### 《エゾシカ》

畑作物がある春から秋にかけて農作物被害や踏圧被害が発生している。  
近年市街地近くまで出没するようになり、住民生活にも影響を及ぼしている。

### 《タヌキ》

近年、生息域が拡大しており、捕獲数が増加傾向にある。  
今後も被害が増大すると懸念される。

### 《アライグマ》

繁殖力が強いため、生息域が拡大しており、捕獲数が増加傾向にある。  
今後も被害が増大すると懸念される。

### 《カラス》

播種直後の畑作物や施設園芸などへの被害が多い。

### 《キツネ》

収穫直前のスイートコーン等の被害が主であるが、近年は市街地での目撃等の苦情が増加している。

### 《ヒグマ》

現状では農作物の被害はないが、人への危害が懸念されるため、足跡・糞の発見時は、見回り活動の強化と広報活動による危険防止対策を行っている。

近年、農村集落内の住宅近くまで出没しているとの報告もあり、本市においても平成28年度1頭、平成29年度1頭、平成30年度2頭、令和元年度2頭、令和2年度2頭の捕獲実績がある。

※ 被害報告以外にも、潜在的にも被害が発生していると予想される。

## (3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
エゾシカ による農作物被害	20.31ha 33,137千円	10.00ha 16,500千円
タヌキ による農作物被害	0.10ha 95千円	0.05ha 50千円
アライグマ による農作物被害	1.10ha 2,530千円	0.60ha 1,250千円
カラス による農作物被害	0.50ha 595千円	0.25ha 290千円
キツネ による農作物被害	0.10ha 200千円	0.05 ha 100千円
ヒグマ による農作物被害	- ha - 千円	- ha - 千円

#### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣の駆除は、猟友会への業務委託、市職員及び営農者のわな免許取得により対応し、個体数の減少、農作物被害の減少等の対応が図られた。	猟友会の高齢化による会員の減少がする中、ハンターの新規掘り起こしによる体制整備が急務となっている。
防護柵の設置等に関する取組	平成22年度から平成30年度にかけて市内各所へ侵入防止柵（ネットフェンス）を設置し農作物被害の減少に努めた。	防止柵の設置を今後も継続して行い、農作物被害の減少に更に努める。

#### (5) 今後の取組方針

<p>①被害農家自らの捕獲駆除            農業者自らが、わな狩猟免許を取得し、わな猟による捕獲駆除を実施し、農作物の被害の減少及び個体数の減少に努める。</p> <p>②エゾシカの捕獲            北海道が策定したエゾシカ保護管理計画及びエゾシカ捕獲推進プランに基づき、個体数指数の減少が確認されるまで捕獲する。</p> <p>③タヌキの捕獲            農作物や生活環境への被害を及ぼす個体について捕獲する。</p> <p>④アライグマの捕獲            特定外来生物の防除実施計画に基づき捕獲をし、被害の減少及び生息域の阻止を図り、捕獲に努める。</p> <p>⑤カラスの駆除            農作物への被害の他、営巣などによる生活環境に被害を及ぼす個体について捕獲する。</p> <p>⑥キツネの捕獲            農作物や生活環境への被害を及ぼす個体について捕獲する。</p> <p>⑦ヒグマについて            目撃情報及び出没等があった場合は、地元警察、猟友会と連携をし、現場周辺の確認を行なうとともに注意看板の設置、住民への啓発活動を行う。</p>
--

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>猟友会、農業協同組合との委託業務による捕獲・駆除を継続して、農作物や養畜への被害防止を図るほか、今後も関係機関と連携し、農作物被害の減少に努める。</p>
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 、 令和6年度	エゾシカ タヌキ アライグマ カラス キツネ ヒグマ	①猟友会、農業協同組合との駆除委託契約の継続。 ②わな猟免許取得者の拡大。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
エゾシカについては、北海道エゾシカ管理計画及びエゾシカ捕獲推進プランに基づき、個体数指数の減少が確認されるまで捕獲する。その他については、近年の捕獲実績を基礎に捕獲数を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画頭数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	2000	2000	2000
タヌキ	400	400	400
アライグマ	400	400	400
カラス	150	150	150
キツネ	150	150	150
ヒグマ	8	8	8

捕獲等の取組内容
有害鳥獣の捕獲・駆除は、一年を通して有害駆除での許可により鳥獣保護区を除く伊達市一円において、銃器・囲いわな・くくりわな・箱わなを使用し、個体数の減少に向け駆除を積極的に行うとともに農作物の被害減少に努める。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
伊達市一円	タヌキ

#### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	防止柵（ネットフェンス） 8,500m	防止柵（ネットフェンス） 8,500m	防止柵（ネットフェンス） 8,500m

##### (2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 と 令和6年度	エゾシカ	作物被害の拡大防止に向け、被害状況の確認及び追払い作業ほか巡回業務。
	タヌキ	作物被害の拡大防止に向け、被害状況の確認及び追払い作業ほか巡回業務。
	アライグマ	作物被害の拡大防止に向け、被害状況の確認及び追払い作業ほか巡回業務。
	カラス	作物被害の拡大防止に向け、被害状況の確認及び追払い作業ほか巡回業務。
	キツネ	作物被害の拡大防止に向け、被害状況の確認及び追払い作業ほか巡回業務。
	ヒグマ	出没情報による作物被害や人的被害防止に向けた巡回業務。

#### 5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

##### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
伊達市	情報収集及び住民への広報活動、情報提供
北海道猟友会伊達支部伊達部会 伊達班・大滝班	情報提供及び捕獲の実施
北海道警察伊達警察署	被害情報の共有

##### (2) 緊急時の連絡体制

別紙のとおり
--------

## 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>【エゾシカ】 肉の一部は利活用し、そのほかの部分については、一般廃棄物として処理又は捕獲場所にて生活環境に影響を与えない方法で埋設する。</p> <p>【タヌキ、アライグマ、カラス、キツネ】 生活環境に影響を与えない方法で埋設処理、または一般廃棄物として処理する。</p> <p>【ヒグマ】 肉の一部は利活用し、胃・肝臓等については、学術用検体として北海道環境科学研究センター等の研究機関へ提供する。</p>
---

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

関係機関によるジビエ利用に関する協議・検討
-----------------------

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	伊達市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
伊達市	協議会事務局運営、被害状況の把握、有害鳥獣捕獲許可申請事務、住民への普及啓発
伊達市農業委員会	農業被害の状況把握、情報提供
北海道猟友会伊達支部伊達部会 伊達班・大滝班	対象鳥獣の捕獲・駆除
伊達市農業協同組合	農業被害実態調査、組合員への啓発
とうや湖農業協同組合	農業被害実態調査、組合員への啓発
伊達市農業協同組合農事組合 連絡協議会	農業被害の状況把握、情報提供
胆振西部森林組合	林業被害の状況把握、情報提供
胆振農業改良普及センター	農業被害の状況把握、情報提供
みなみ北海道農業共済組合 西部家畜診療センター	農業被害の状況把握、情報提供
伊達市獣医師会	助言指導、情報提供
鳥獣保護監視員	助言指導、情報提供
各地区連合自治会	助言指導、情報提供

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道胆振総合振興局農務課	鳥獣被害防止計画の協議・鳥獣害防止総合対策事業の指導
北海道胆振総合振興局環境生活課	捕獲許可申請等

**(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項**

平成25年2月に鳥獣被害対策実施隊を設置。隊員は、市職員5名体制で行なっており、わな等を設置して駆除に従事している。

**(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項**

特になし

**9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項**

捕獲用具（箱わな等）の適正な維持管理を行う。





